

# 事務所通信

## 節税のおはなし

代表的な節税についてまとめました。



**30万円未満の資産の購入**（青色申告法人、青色申告個人事業）

30万円未満の資産の購入



全額損金（必要経費）

年間合計 300万円迄、対象資産 - 「パソコン、コピー機、車、ソフトウェア等」

### 中古資産の購入

中古資産の耐用年数は、短くできる。

例 . 6年落ちの乗用車



耐用年数 2年

（新車なら、耐用年数6年）

### 生命保険（法人）

役員さんの生命保険



全額・一部損金 + リスク低減（代表者死亡等）

### 小規模企業共済（法人の役員、個人事業主）

法人の役員・個人事業主の退職金制度。個人で加入する。

掛金の全額

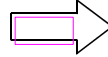


個人の申告時、課税所得から控除

### 地代家賃の前払（法人）

1年分の前払なら、損金にできる。

例 . 3月決算法人、平成19年3月に、  
H19年4月～H20年3月分の  
1年分家賃120万円を支払った。



120万円 全額損金

節税になるからと言って、本来必要の無いものまで、購入することは、本末転倒です。

**田畑浩正 税理士事務所**

〒518-0711 三重県名張市東町1718

TEL 0595-64-5430 FAX 0595-64-6716

<http://homepage2.nifty.com/tz21/>

E-Mail [tz21@nifty.com](mailto:tz21@nifty.com)

